

# 令和2年度4月補正予算案

## 主要事項説明資料

健康福祉部



# 令和2年度4月補正予算案主要事項説明

文化スポーツ部・健康福祉部

事業名	新型コロナウイルス感染症対策費		新規・継続の別		新規	
	予算額	12,319,000 千円	国庫	起債	その他	一般財源
			10,733,250	16,000	1,097,000	472,750
事業内容 目的 対象 方法等	<b>1 目的</b> 新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置の発動に伴い、医療提供・検査体制の充実、社会福祉施設等における感染拡大防止のための対応等を講じることにより、府民の安心・安全の確保を図る					
	<b>2 内容</b>					
	区分・内容 (丸数字は担当課名を示す)					予算額 (千円)
	<b>(1) 症状に応じた医療体制の確保</b>					8,928,897
	<b>(ア) 患者の状態に合わせた医療体制の整備</b>					8,188,977
	<b>感染症指定医療機関等の医療機器購入に対する支援</b> (9)					(372,960)
	人工呼吸器、体外式膜型人工肺(ECMO)、携帯X線装置等					
	<b>病院施設・設備の整備に対する支援</b> (10)					(700,000)
	休床病床の活用や患者導線確保のための整備等に対する助成					
	<b>入院患者受入のための空床確保等に対する支援</b> (10)					(1,760,724)
	空床確保等に要する費用の助成					
	<b>府立医大における体制整備</b> (2)					(240,000)
	附属病院及び北部医療センターの院内感染防止対策や資機材確保					
	<b>入院費用等自己負担の軽減</b> (9)					(1,137,339)
	入院患者に対する自己負担相当分の公費負担					
<b>宿泊療養施設の整備・運営</b> (9)					(3,900,598)	
軽症者等が滞在療養するための民間ホテル等の整備及び運営						
<b>京都府入院医療コントロールセンターの運営</b> (10)					(77,356)	
感染者のトリアージ、入院患者の受入先調整及び患者搬送の実施						
<b>(イ) 医療提供体制を支える仕組みづくり</b>					739,920	
<b>京都府医療資材コントロールセンターの運営</b> (9)					(100,000)	
医療資材の一括購入等による安定的な確保を図り、医療機関への優先配布等を実施						
<b>府内医療従事者に対する支援</b> (9)(10)					(639,920)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者への特殊勤務手当の支給助成</li> <li>医療従事者が宿泊するホテル等の借上げ費用に対する助成</li> <li>無症状者からの院内感染リスクを低減させるため、緊急手術等を行う際に医療機関がPCR検査を行う場合の検査費用の助成</li> </ul>						
(次頁に続く)						

		(前頁から続く)	
		区 分 ・ 内 容 (丸数字は担当課名を示す)	予 算 額 (千 円)
事業内容  目的 対象 方法等	<b>(2) 検査体制の拡充</b>		648,103
		<b>京都検査センター(仮称)の設置</b> (9) ・ PCR検査検体を採取し、迅速に検査機関に繋げる仕組みを構築 ・ 帰国者・接触者外来設置医療機関の資機材購入に対する助成	(179,000)
		<b>PCR検査機器等の整備</b> (4)(9)(11) ・ 民間検査機関や病院における機器等整備に対する助成 ・ 府の検査機関における機器等の整備及び体制強化	(341,177)
		<b>PCR検査費用に対する支援</b> (9) PCR検査の保険適用に伴う自己負担相当分の公費負担	(127,926)
	<b>(3) 感染拡大防止対策</b>		1,630,800
		<b>社会福祉施設等の感染拡大防止対策</b> (1)(5)(7)(8) <介護施設、障害者支援施設、児童養護施設、幼稚園等> ・ 多床室の個室化改修、換気装置の設置等に対する助成 ・ マスク、消毒液等の一括購入及び配布	(1,509,500)
		<b>通所サービス(介護・障害)等に対する支援</b> (5)(7) 休業要請を受けた通所サービス事業者等における、訪問サービス等を提供する体制づくりに対する助成	(90,300)
		<b>聴覚障害者に対する支援</b> (7) 聴覚障害者に対する遠隔手話通訳サービスの提供	(21,000)
		<b>不妊治療助成の年齢要件の緩和</b> (3) 新型コロナウイルス感染防止の観点から一定期間治療を延期した場合の 時限的な年齢要件緩和による制度の拡充 (治療期間初日の妻の年齢 43歳未満→44歳未満)	(10,000)
	<b>(4) 生活福祉資金の貸付け</b>		403,000
		<b>個人向け緊急小口資金等</b> (6) 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の継続や、住居を失うおそれが生じている者に対する住居確保給付金の支給	(403,000)
	<b>(5) 学校臨時休業等に伴うこどもの居場所の確保</b>		708,200
		<b>放課後児童クラブ等への支援</b> (3)(7) 臨時休業等に伴い追加で生じる放課後児童クラブや放課後等デイサービス等に対する利用者負担等の助成	(708,200)
	担当課 ・ 担当名	① 文 教 課 幼 稚 園 ・ 専 修 学 校 係 ② 大 学 政 策 課 大 学 政 策 係 ③ こども・青少年総合対策室 保 育 ・ 子 育 て 支 援 係 ④ 健 康 福 祉 総 務 課 企 画 調 整 係 ⑤ 高 齢 者 支 援 課 事 業 所 ・ 福 祉 サ ー ビ ス 係 ⑥ 地 域 福 祉 推 進 課 地 域 福 祉 ・ 福 祉 の ま ち 推 進 係 ⑦ 障 害 者 支 援 課 地 域 支 援 ・ 企 画 係 ⑧ 家 庭 支 援 課 家 庭 福 祉 係 ⑨ 健 康 対 策 課 感 染 症 対 策 係 ⑩ 医 療 課 病 院 事 業 ・ 企 画 係 ⑪ 薬 務 課 薬 物 対 策 ・ 企 画 係	課・担当  電話番号